資料　3－1

計画の構成

【現　行　計　画】

目次		
大項目	中項目	小項目
第１部 総論	第１章　計画の基本理念	第１節　計画の背景、目的
		第２節　保健医療福祉の推進
		第３節　計画の推進
	第２章　地域の概況	第１節　地勢及び交通
		第２節　人口及び人口動態
第２部 医療圏及び基準病床数等	第１章　医療圏	
	第２章　基準病床数	
	第３章　保健医療施設等の概況	第１節　保健医療施設の状況
		第２節　受療動向
第３部 医療提供体制の整備	第１章　保健医療施設の整備目標	第１節　２次３次医療の確保
		第２節　公的病院等の役割を踏まえた医療機関相互の連携のあり方
		第３節　地域医療支援病院の整備目標
		第４節　保健施設の基盤整備
	第２章　機能を考慮した医療提供施設の整備目標	第１節　がん対策
		1　がん医療対策
		2　がん予防対策
		第２節　循環器疾患対策
		1　脳卒中医療対策
		2　急性心筋梗塞医療対策
		3　循環器疾患予防対策
		第３節　糖尿病対策
		1　糖尿病医療対策
		2　糖尿病予防対策
		第４節　移植医療対策
		第５節　難治性の疾患対策
		第６節　感染症・結核対策
		1　感染症対策
		2　エイズ対策
		3　結核対策
		4　新型インフルエンザ対策
		5　肝炎対策
		第７節　精神保健医療福祉対策
		1　精神医療対策
		2　精神保健福祉対策
	第３章　救急医療・災害保健医療対策	第１節　救急医療対策
		第２節　災害保健医療対策
	第４章　周産期医療対策	第１節　周産期医療対策
		第２節　母子保健事業
	第５章　小児医療対策	第１節　小児医療対策
		第２節　小児救急医療対策
	第６章　へき地保健医療対策	
	第７章　保健医療従事者の確保対策	1　医師、歯科医師、薬剤師
		2　看護職員
		3　理学療法士、作業療法士、その他
	第８章　その他医療を提供する体制の確保に関し必要な事項	第１節　在宅医療の提供体制の整備の推進対策
		1　プライマリ・ケアの推進
		2　在宅医療の提供体制の整備
		第２節　病診連携等推進対策
		第３節　高齢者保健医療福祉対策
		第４節　歯科保健医療対策
		第５節　薬局の機能強化と推進対策
		1　薬局の機能推進対策
		2　医薬分業の推進対策
		第６節　保健医療情報システム
		第７節　医療安全対策
		第８節　血液確保対策
		第９節　健康危機管理対策

【見　直　し　案】

目次		
大項目	中項目	小項目
第１部 総論	第１章　計画の基本理念	第１節　計画の背景、目的
		（削除）
		第２節　計画の推進
	第２章　地域の概況	第１節　地勢及び交通
		第２節　人口及び人口動態
第２部 医療圏及び基準病床数等	第１章　医療圏	
	第２章　基準病床数	
	第３章　保健医療施設等の概況	第１節　保健医療施設の状況
		第２節　受療動向
第３部 医療提供体制の整備	第１章　保健医療施設の整備目標	第１節　２次３次医療の確保
		第２節　公的病院等の役割を踏まえた医療機関相互の連携のあり方
		第３節　地域医療支援病院の整備目標
		第４節　保健施設の基盤整備
	第２章　機能を考慮した医療提供施設の整備目標	第１節　がん対策
		第２節　脳卒中対策
		第３節　急性心筋梗塞対策
		第４節　糖尿病対策
		第５節　精神保健医療対策
		第６節　移植医療対策
		第７節　難治性の疾患対策
		第８節　感染症・結核対策
		1　感染症対策
		2　エイズ対策
		3　結核対策
		4　新型インフルエンザ対策
		5　肝炎対策
		第９節　歯科保健医療対策
	第３章　救急医療対策	
	第４章　災害医療対策	
	第５章　周産期医療対策	第１節　周産期医療対策
		第２節　母子保健事業
	第６章　小児医療対策	第１節　小児医療対策
		第２節　小児救急医療対策
		第３節　小児がん対策（新規）
	第７章　へき地保健医療対策	
	第８章　在宅医療対策	
	第９章　保健医療従事者の確保対策	1　医師、歯科医師、薬剤師
		2　看護職員
		3　理学療法士、作業療法士、その他
	第10章　その他医療を提供する体制の確保に関し必要な事項	第１節　病診連携等推進対策
		第２節　高齢者保健医療福祉対策
		第３節　薬局の機能強化と推進対策
		1　薬局の機能推進対策
		2　医薬分業の推進対策
		第４節　保健医療情報システム
		第５節　医療安全対策
		第６節　血液確保対策
		第７節　健康危機管理対策

第2節と第3節を一体化し、保健･医療･福祉の連携を計画の推進の中で記述。

5疾病が明確になるように再編。予防と医療に細節を設けず、一連の流れで記述。

災害医療の重点化により章立て

歯科口腔保健法に定める「歯科口腔保健に関する基本的事項」を策定

在宅医療の重点化。5事業に並ぶものとして位置づけ